

ミルトンの離婚論

—法思想史におけるその位置づけ—

稻 福 日 出 夫

はじめに

- 一 「散文時代」の背景
- 二 「離婚論」の論理
- 三 「離婚論」執筆の動機と反響
おわりに

はじめに

周知のように、西欧諸国の離婚法はキリスト教的婚姻観の影響のもとで発展して、これまでかなり厳格な離婚制度を採用していた。あらゆる社会制度のなかで家族、ことにその中核たる婚姻に対して深い関心を寄せていたイエスは、当時のユダヤ社会で家夫長的な専権的離婚が行われていた事態を憂慮して、「二人は一体となる」というすでに創世記に示されていた思想を強調した。こうした夫婦一体主義が、パウロによってさらに展開され、ローマ教会の確立によって固定されていった。そして最終的に「婚姻非解消主義」を理論づけたのが、婚姻サクラメント論であり、さら

にこの教義を単に宗教上のモラルとしてだけでなく人々の実生活上の規範とし、その実行手段を確保するため婚姻にかんして教会裁判所が専属管轄権をもつようになる。⁽¹⁾

こうした中世カソリックの婚姻観に対しても近代的婚姻法理論はどのようにして生まれてきたのであろうか。もちろん近代婚姻法理論の確立に果たした啓蒙期自然法思想の役割は決定的であった。啓蒙期自然法論に固有の契約理論でもつて婚姻を定義づけた有名なカントの婚姻論やフランスの一七九一年憲法の「法律は婚姻を市民的契約としてのみ考える」といった精神が、現在に続く個人主義的近代的な契約婚姻理論の基であろう。しかし同時に、婚姻を教会の後見から解放して還俗化するに至った過程で宗教改革の果たした役割もまたそれに劣らず重要である。⁽²⁾ ルターは、婚姻は世俗の事柄であると述べ、伝統的理論に攻撃を加えていた。⁽³⁾ こうしたルターやカルヴァンの婚姻観の研究自体、さらには近代的離婚法の形成過程での宗教改革者の思想と啓蒙期のそれとの比較研究が必要となってくる。

この小稿では、こうしたアプローチへの第一歩として一七世紀イギリスのピューリタン詩人ジョン・ミルトンを取り上げ、彼の婚姻観・離婚観の検討を通して近代的離婚論の系譜を辿り、そしてそこから、現代の夫婦・家族をめぐる様々な法現象を探る一つの糸口を手繕つてみたい。

- (1) 中世教会法における二大原則つまり婚姻の絶対的非解消性および婚姻事件にかんする教会の専属管轄権と、婚姻に対する秘蹟性付与との関係については、穂積重遠「クリスト教の婚姻非解消主義」同『離婚制度の研究』(改造社、一九二四年) 所収、二三三ページ以下、栗生武夫『婚姻立法における二主義の抗争』(弘文堂書房、一九二八年)、同『婚姻法の近代化』(弘文堂書房、一九三〇年)、福地陽子「カトリック教婚姻非解消主義の生成と発展」(『法と政治』七巻四号) 参照。
- (2) 離婚法史に占める宗教改革の位置について、栗生武夫「離婚原因の拡大史」同『法の変動』(岩波書店、一九三七年) 所収、三一三ページ以下、が大変参考になる。

(3) 「妻をめどる男はだれでも、何か神の恵みを受けるというようなことは『聖書の』どこにもない。結婚には神によって設定されたしるしあえもない。」ルター、岸千年訳『教会のベビロン虜囚について』(聖文舎、一九七一年)、一四七ページ。
なおルターの婚姻觀・離婚觀については、石部雅亮「マルチン・ルターの離婚論」(「法制史研究」一一卷) 参照。

1 「散文時代」の背景

ジョン・ミルトン (John Milton, 1608-⁽¹⁾1674) の思想は、詩作活動に表れていただけではない。たとえざ、思想・表現の自由、言論・出版の自由の古典ともいわれる『アレオペジチカ』(Areopagitica) や為政者の失政に対する責任追求の権利が国民にあることを主張し、国王裁判・チャールズ一世処刑の正当性を唱えた『為政者在位論』(The Tenure of Kings and Magistrates) が示すように、『失乐园』の詩人の感性は、まだ、彼の生きた時代の思潮を鋭く捉え、歴史の動きに深くかかわりつつ形成されていった。一六三九年夏、大陸を旅行中であったミルトンはイギリス国内の情勢が緊迫してくると旅行を中断してきゅうきょ祖国へ戻る。以後彼がイギリスの政治状況に直接コミットするようになる一〇年間、いわゆる彼の「散文時代」は、四〇年の「長期議会」召集から六〇年の「王政復古」に至る。ピューリタン革命の全過程と重なりあう。ミルトンは、ある意味でピューリタン革命と生涯を共にし、その革命の精神を一身に体現した思想家でもあった。近代法思想史を探る上で、彼の散文が注目を集める理由はそこにある。

ところで、ミルトンの散文時代といつても、彼の論じた内容は、革命の過程を反映して多岐にわたっている。当時の彼の問題関心を探るにあたって、ミルトン自身の次の記述が参考になるであろう。

「大勢の攻撃者に対して主教達 (the Bishops) がもはや抵抗できなくなつた時、私は他の問題、すなわち真正に」

て実質的な自由を促進するにはどうしたらよいのか、という問題を考える時間の余裕ができた。……幸福な社会生活を送るにあたって不可欠の三種類の自由があることを、私は了解した。すなわち、宗教的自由、家庭的自由、そして市民の自由である。第一番目の自由については、私はすでに書いた。そして第三番目の自由については、行政長官達がこれを達成しようと大いに骨折っていた。それで私は、第二番目の、つまり家庭的自由に关心を向ける決心をした。⁽²⁾

それによると、ミルトンが一連の論争文書をつくりと発表していくたこの110年間は、その執筆意図・対象について、大きく三期に分けられることがわかる。第一は、一六四一年から翌年にかけて「宗教的自由」を中心とするテーマにおいていた時期、第二は、四三年から四五五年にかけて「家庭的自由」の問題を精力的に論じていた時期、そして第三に、四九年チャールズ一世が処刑された後、ミルトンが革命政府の外国语秘書官（Secretary for Foreign Tongues to Council of State）に就任して以降、「市民的自由」あるいは「政治的自由」を中心に論陣を張った時期、である。この小稿は、彼の「家庭的自由」の紹介・検討を直接の対象とするが、その前に少しだけ彼の主張する「宗教的自由」の内容に若干触れておきたい。⁽³⁾

ミルトンは、彼の最初の論争文である『イングランド宗教改革論』の冒頭で、「この頃になつてやつと到来した驚異に価する喜ぶべき教会改革のことを熟考すべき時期⁽⁴⁾」がきた、と述べる。周知のように、イギリスにおける宗教改革は、ベンリー八世による英國教会のローマ教会からの離反、さらに、いわゆる「エリザベス体制の確立」によってもたらされた。が、聖俗の緊密化が過度に企てられると、教会への不満と政治への不満とが重なりあう。ミルトンによれば、教皇とベンリー八世との反目は「国家の支配権にかんすること」であり、宗教上の欠陥にかんする事柄とは

「えなかつた」のである。続いて、「教皇を非難はしたが、なお教皇統治に固執し……教皇のやり方にも劣らぬほどの迫害をプロテスタントに加えた」主教達の「怠慢」が問題とされなければならず、こうして墮落した国教会は「神の聖意を仲介すべき要職を世俗的な要職に代えてしまつた」主教制度によつて維持されてゐる、と指摘する。要するに、その頃の彼の一連の宗教論文の内容は、長老派（Presbyterianism）の立場から主教制度に批判を加える、というやうである。といひて、ピューリタン革命の政治過程において、この時期は「ピューリタン各派が反国教会の旗の下に、長老派と結び、あるいは少なくとも長老派からの分派活動を示さなかつた時期で、いわば長老派の黄金時代であつた」のであり、ミルトンも、もしさたり當時の改革派の最大公約数の線で論陣を張つていたのであつた。

ところが、一六四三年にミルトンの「離婚論」が公刊されると、彼はかつての盟友長老派から厳しい非難を浴びるゝことになる。あとゆく、ピューリタンのなかでも規律と統制を重んじるカルヴァン主義の影響がとくに強い長老派についてみれば、以下で紹介するようなミルトンの主張は、とうてい容認できるものではなかつた。一方、ミルトンの側にしてみれば、宗教改革と共に進めてきた長老派からの反駁は思ひもよらなかつたであろう。

では、ミルトンを決定的に長老派と分かつ契機となつた「離婚論」で彼はどのような主張をしたのであらうか。

(1) “ミルトンの経歴について” A. L. Rowse, *Milton the Puritan, Portrait of a Mind* (London, 1977). 原田純訳・編『イギリス革命の理念——ミルトン論文集——』(小学館、一九七六年) 所収の「誠讐ミルトンとイギリス革命」回「変革運動としての信仰形態——シーザー・ミルトン初期の場合——」(「未来」九〇一九三号) 参照。

(2) *Pro Populo Anglicano Defensio Secunda* (The Second Defence of the English People, 1654), trans. by Robert Fellowes, in *Milton's Prose Writings* (Everyman's Library, London, 1958), p. 345.

(3) ところのむ、ミルトンの離婚論があだいした反響を考えるにあたつて彼の宗教論争を背景として押おさえておく必要があ

る、と思われるからである。その点につき、たとえばリックワードは、ミルトンについて「社会的、政治的および法制的、文化的および倫理的『改革』が、教会の改革から生じ、そして新しい社会秩序の基礎を築くものと思われた。……われわれは、ミルトンが自分自身をたんなる詩人ではなくて、この決定的な過程に意識的に参加するものとみなしていたということを想い浮べる場合にのみ、彼を理解するようになるだらう」と述べている。エジエル・リックワード「革命的知識人ミルトン」クリストファー・ヒル編、田村秀夫訳『イギリス革命——一六四〇年——』（創文社、一九五六年）所収、一一九一一二〇ページ参照。

(4) *Of Reformation in England*, 1641, in *Complete Prose Works*, I, p. 519. 原田・新井・田中訳『イングランド宗教改革論』（未来社、一九七六年），七九ページ。

(5) Cf., *ibid.*, pp. 528, 529. 同訳書、一一一六九ページ参照。

(6) Cf., *ibid.*, p. 538. 同訳書、一一一六九ページ参照。なお、ピューリタンといふ言葉は、ときにはいまいな表現であるが、その定義については、八代崇『イギリス宗教改革史研究』（創文社、一九七九年），一八六ページ以下、浜林正夫『増補版イギリス市民革命史』（未来社、一九七一年），五一九ページ以下参照。

(7) それゆえ「かれがスコットランドのモデルに忠実な長老制をねがう、筋金入りの改革主義者であつたかどうかは、にわかには断じがたいところである」といわれている。新井明「ミルトンと一六四四年——再説」一七世紀英文学研究会編『アン・グリカニズムとピューリタニズム』（金星堂、一九七九年）所収、六七一六八ページ参照。

11 「離婚論」の論理

ミルトンは『離婚の教義と規律』の冒頭で、このパンフレットの目的は、姦通以外の離婚の諸理由がモーセ法により承認されており、またイエスの言葉はこれとなんら矛盾していないことを証明することにある、と述べる。ピューリタン詩人ミルトンが自己の離婚論を展開するにあたって、聖書解釈に基づくのは当然であろう。聖書への直接の接触がエネルギーの解放を促し、既成の教義に対する新しい批判精神を生んでいく。それが宗教改革の時代的特

性であった。彼は自説を根拠づけるにあたって、先ず「申命記」にあらわれるモーゼの教えに注目する。⁽²⁾ところが、同じテーマについて「マタイ伝」の中でイエスはモーゼの言葉と一見相反した教えを説いており、それが、教会法の「夫婦一体主義」「婚姻非解消主義」の基礎となっていた。⁽³⁾ミルトンが自説を正当化するためには、いきおい、この両者の間に矛盾のないことを論証しなければならない。

そこで彼は、「いかなる契約といえども、たとえそれが神の合わせたいかに厳肅な契約にせよ、契約そのものの目的、ならびに契約当事者の目的に反して強制することはできない」⁽⁴⁾という前提から出発する。つまりミルトンは、いわば婚姻の本質論を提起し、そこから、その論理的帰結として、自己の離婚論を展開しようというのである。では一体、婚姻の第一目的とは何か。彼は、「人独なるは善らず我彼に適ふ助者を彼のために造らん」という「創世記」に記されたエホバ神の言葉を引き合いに出して、こう語る。

「もし神が人に禁じたあの孤独を取除く助け手に自分の妻がならないばかりか、逆に孤独を増す助けとなる性格である場合、そうした女性との婚姻は、もつとも誠実な目的が欠けることになるがゆえに、なんら婚姻したことにはならない。」⁽⁵⁾

婚姻とは、孤独な生活に対する慰め生きる力を与えるものであり、夫婦間の相愛関係・幸福な交わり (happy conversation) こそ婚姻の「もつとも主要かつ高貴な目的」である。それゆえ、「神は生殖の目的についてはあとになつて言及し、それは必要性においてはともかく、婚姻の尊厳さにおいては二次的なものに過ぎないとした」と、ミルトンは考える。それが、離婚の論理が出される布石である。⁽⁶⁾

さて、ミルトンによれば、モーゼの説く「恥べき所」とは、要するに精神であれ身体であれ、どうにもならない不

一致不適応のため相愛関係が保てないことを指しているのであり、こうした「生まれつきの性質 (natural quality)」は、それ 자체は悪でなく、また変えようがない。⁽⁸⁾ それゆえ、こうした不一致が見出されたならば、相愛関係を保つという義務が果たしえないのであるから婚姻は解消されるべきである、と解釈される。他方、イエスが禁じているのは、こうした生得的・永続的な不和を原因とする離婚ではなく、偶發的・一時的な「改善や和解がなされうる余地のある」理由での離婚であり、その唯一の例外として姦淫——というのも、それは別段永続的なものではなく偶發的なものであり、和解可能かもしない——をも離婚の正当原因とした。つまり、モーゼとイエスはなんら異なったことを説いているのではなく、一見そう思えるのは、「マタイ伝」中のイエスの言明は、パリサイ人に試されたイエスが彼らの放縫をいましめる意図でもっての発言であり、モーゼの律法を伝える必要がないと判断したことであつて、それを否定するものではなかつた、⁽⁹⁾ とミルトンは考える。さらに彼によれば、「一体となる」と説くイエスの真の意図は、両親や友人からも離れることのできるまでに二人の魂の結合がなされるという意味であり、この場合、父母のもとを離れることも両親に対して不孝とはならないことを証明するものである、という。では、「神の合せ給ひし者」とはどういう意味であろうか。ミルトンはこう答える——それは、友人たちが同意することでも教会儀式が終わつたことでもなく、まして肉体経験をしたあとでもなく、それは「二人の心が相応じ合い、相手の慰めと愛のために、神が婚姻を最初に制定したとき意図し約束した『我彼に適ふ助者を彼のために造らん』の言葉通りに、相愛の関係が維持されるとき」である。⁽¹⁰⁾ というのも、神が意図し約束したことこそ神が結んだものである、と考えられるからである。⁽¹¹⁾

要するに、ミルトン離婚論の論旨は、身体的結合の不能あるいは姦淫が婚姻解消の最大の原因として教会法上で認

められているのであれば、精神的結合の不能は、より以上に離婚の正当化原因とならないはずではなく、實際またこうした場合、聖書のなかでもモーゼ以来一貫してその正当性が認められていた、というものである。

「夫婦間の主要な恵みである慰めと平安 (*solace and peace*) を妨げ、また常にその恐れとなるが、生まれながらの氣質・性格のため変えることができない原因から生ずる心の不整合、不適合あるいは不一致は、肉体上の欠陥より以上に離婚の大きな理由になる。⁽¹²⁾」

こうしてミルトンにとって、独身生活であれば孤独のうちにも期待や希望があるのに対し、期待を裏切った婚姻は失望と苦悩の重圧下でいたずらに人生が消耗されるという点で、婚姻非解消主義の教義は「婚姻を禁ずる惡魔の教えと本質的にはなんら変わらない」ものと捉えられる。⁽¹³⁾ ところで、当時の教会の説教者達は、幸福な家庭を築く前提として、婚姻前の慎重な配偶者選択については様々な助言を与えるが、選択を誤った場合については何も語らず、ただ神に祈るだけである。それに対してミルトンは、「放蕩生活をした人々は、鉄面皮にも事柄に通じているがゆえに相手をうまくみつけることができ」選び損なうことはないであろうが、青年時代を謹厳に過ごした人はどうした事柄に不馴れであり「乙女のはにかみの沈黙が、実は婚姻の相愛関係に合わない愚鈍さと生來の怠惰を全部隠している」ことに気付かず急いで婚姻してしまうものだ、と反論を加える。⁽¹⁴⁾

さらに、ミルトンによれば、不幸な婚姻の継続は生命を縮めたり、またはその危険を招くこともありうるが、神は、生命の維持やあるいは家庭の愛と平和を「強制的な婚姻維持以上に重視している」のである。つまり神は、人間の利益のために婚姻を創設したのであって、幸福の追求というその目的が達せられない場合、婚姻を解消することが神の意思に反するはずがない。「孤独は愛を懷妊、出産することができない」のであるから、離婚をしようとする人は、

婚姻に高い名譽を与え、それを決してそれを汚すものではない」とミルトンは主張する。したがって婚姻が、子の出産や情欲の救済のための制度ではなく、第一次的には慰めと平安を目的とする夫婦各自の幸福達成のための手段であると捉えられる」とによつて、幸福を求める各自の人生こそ最優先される」とになる。

離婚が認められるべき理由をこのように示した後、ミルトンはさらに離婚手続きの問題に論を進めていく。夫婦間の不和については性質上説明不可能な側面があり、こうした事柄は裁判にもともなじまないものであろう。それゆえ彼によれば、神は「元来「離婚の裁決権を一家の主人の権利としていた」のであり、こうした問題について「勝手にあばいたり処理したりする権利」を裁判所に認めていた⁽¹⁶⁾」なかつた。

「人間の内にあって変更不可能な性向に司法権力を介入させること、愛と共感に命令を下すこと、自然のままの人間が持つてゐる汚れない本性が嫌惡するものに対して嫌惡を禁ずる」とは、法が行うべき権限ではない。⁽¹⁷⁾

つまり、姦通と異なり心の不適合 (unfitness of mind) による離婚問題は、外的に挙証されうる性質のものではなく、結局ミルトンにとって、それは、愛の主権者である当事者の「良心の自由」の問題となる。それゆえ、離婚の選択そのものは司法権の干渉しない領域であり、法に期待される役目は、相手方配偶者が一方的な不利益を被ることのないよう「離婚の正当にして公正な条件を定める」ことだけである。彼は、法の審判がどんなに差し出がましく、無力でありかつ有害であるかを主張した後、最後に「神の戒律 (Commandments) は必ずくわを愛 (charity) の足もとに委ねたのである」と結ぶ。⁽¹⁸⁾

(1) Cf., *The Doctrine and Discipline of Divorce*, 2ed., 1644, in *Complete Prose Works*, II, p. 239. 原田純訳・編、前掲『イギリス革命の理念』11九ページ。

(2) 「人妻を取てゝれを娶れる後恥ぐれ所のゝれにあるを見てゝれを好まざなりたらば離縁状を書てゝれが手に交しこれをその家より出すべし」「申命記」二四章一一節。なお、聖書からの引用は『日本新約聖書』（日本聖書協会、一九七一年）に依る。

(3) 「人を造り給ひしゆの、元始より之を男と女とに造り、曰へし。『斯の故に人は父母を離れ、その妻に合ひて、一人のゆの一体となるべし』……然れば、はや一人にはあらゆ、一体なる。」の故に神の命を給ひし者は人ゝれを離すべからず」「マタイ伝」一九章三一一六節。

(4) *Complete Prose Works*, II, p. 245. 回訳書、三三四ページ。

(5) *Ibid.*, p. 247. 回訳書、三三六ページ。

(6) *Ibid.*, p. 235. わぬこせおだ、「婚姻は強制的な同棲や心の義務の履行にその存在理由を置くものではなく、誠実な愛と平安に存在理由を置く契約である」とする。*Ibid.*, p. 254. 回訳書、三三六、三三七、三四〇ページ。

(7) ル・ムによると一貫して主張される「幸福な相愛関係・樂しき語ひ」(happy conversation)」が、その後『失乐园』のなかにも見出されるがである。食事を終えた二人が床に就くおでの一時を樂しき語ひの場面で、イーヴはアダムに「あなたと語り合つてゐる、すべてが樂しく、すべての時間も、一日のあぐつての時刻も、その移り變りも、忘れてしまふ」を語る。平井正穂訳『失乐园（上）』（岩波文庫、一九八一年）、一九六ページ。この一節はおぞらべ、『乐园喪失』全編を通じて、ゆうじゆ、情詩的な一節でしょう」とある。御輿眞三『裸と惡魔との闘』（おほらん社、一九七〇年）、一一九ページ参照。

(8) 離婚理由として語られるのは「恥ぐれ所」だ。欽定聖書では「身が汚れてゐる (some uncleanness)」と記され、これが、トライ原文では「おぬものが欠けてゐる、おぬこせ、まいたゞく欠如してゐる (nakedness of ought, or any real nakedness)」などである。これは肉体上の欠如があらゆること、精神上の欠陥をも意味する。ル・ムによる指摘である。Cf., *Complete Prose Works*, II, pp. 244, 275, 276, 331.

(9) Cf., *ibid.*, pp. 331, 332. 回訳書、三三三、三三四五ページ参照。おなみど、この箇所では「ヨハネトは、ヤーザによる離婚の許与を、ヨダヤの民の制御でない放縱に対する特例として説明し、キリストみぢから、信者の心に新しい愛をもたらす」とある。おお離婚許与の原因を除去し、それから離婚許与を廢棄した」というのが一般に受け入れられていた見解

であつた。ふるわれいし。¹⁰ 上野雅和「ジョナ・ミルトンの離婚論」（「國立大學法學會雑誌」111卷11號）115ページ参照。たゞ Cf., *Complete Prose Works*, II, p. 155.

(10) Cf., *ibid.*, p. 328. 回訳書、11丸、11〇ページ参照。

(11) わのじめだ、"ヘルム¹¹"、「マタイ¹²」のなかの「斯る故に」という言葉に注意を向ける。¹³この言葉は理由を示す。それとべ、これは絶対的命令ではなく条件付の命令である。そして「理由が付して与えられるすべての命令は、その理由が有効な限りでのみ遵守を強制する力をもつ」。ヤード¹⁴「ヘルム¹⁵」と一体「二人のもの、一体となるべく」と説かれる理由は何か、と問う。本文で紹介したように、それは「ふるわれいし」助け手¹⁶によって孤独を慰める」とである、といふ。それなのにやがて、相手が「ふるわれいし」助け手¹⁷ではなく孤独を増す存在である場合には、婚姻の前提をなす理由がなくなるのであるから不解消めなくなつた。¹⁸と主張する。Cf., *ibid.*, pp. 308, 309. 江野沢一嘉「"ヘルム"と離婚思想」（東京教育大学文学部「西洋文学研究」昭和四〇年〔弐〕）、174ページ、上野、前掲論文、1111ページ参照。

(12) *Complete Prose Works*, II, p. 242. 回訳書、1111ページ参照。

(13) Cf., *ibid.*, p. 260. 回訳書、1111ページ。

(14) 上野、前掲論文、1174ページ参照。

(15) Cf., *ibid.*, pp. 249, 250. 回訳書、1111ページ。

(16) *Ibid.*, p. 343. 回訳書、1111ページ参照。

(17) *Ibid.*, p. 346. 回訳書、1111ページ。

(18) Cf., *ibid.*, pp. 349, 350. 回訳書、1111ページ参照。

(19) *Ibid.*, p. 356. 回訳書、1111ページ。

III 「離婚論」執筆の動機と反響

一六四〇年以来、革命期のペーテン¹⁹合戦に参加したアーヴィング²⁰が初めて、匿名でなく署名入りで公にしたの

¹⁰ "ヘルムの離婚論

が『離婚の教義と規律』であった。それ以後四五年までの二年間で四編の「離婚論」を発表した。ところで、なぜ彼はこの時期に一連の離婚論を書き続けたのであろうか。

一六四二年五月頃「突然」彼は旅行に出かけ、旅先で知り合ったメアリ・ポウエル（Mary Powell）と結婚した。「たとえその数ヶ月間がミルトンの全生涯のうちで決定的に重要なものであるとしても、誰もその時期についてしっかりと証拠をもっていない」⁽¹⁾といわれるよう、この結婚の動機、および二人の新婚生活がどのようなものであつたのか謎に包まれた部分が多い。⁽²⁾そして、彼女はわずか一ヶ月余りの共同生活の後、九月には戻って来る約束で実家に帰る。が、その約束は破られ、結局ミルトンは、新婚早々に妻に棄てられた形となつた。もともと自尊心の強い男であつたと思われるミルトンにとって、こうした妻の離反は耐え難いものであつたに違いない。しかも議会派と王党派（メリの父は王党派であつた）の関係は悪化の一途を辿る情勢にあつた。こうした彼自身の心理状況や二人を取り巻く当時の政治状況を考えあわせてみると、ミルトンは、自ら味わつた深い挫折感を契機に、一体夫婦の結び付きとは何なのかと自問し、婚姻や離婚についてここで根本的に検討してみたいという気持ちになつた、と思われる。

さて、ミルトン自身この書は、「二度印刷され、二度とも売り切れた」と述べているところから、同書が世間の注目を集めることは確かであろう。われわれが関心をひくのは注目を集めたその理由である。この点について、『ジョン・ミルトンの生涯の記録』に収録されたなかから「離婚論」公表当時の反響を追つてみると、たとえば、

「何人にせよ良心に訴えて一夫多妻は合法である（あるいはキリストと使徒が述べている以外の原因でも離婚は合法であるとか、現にそういう説を述べたある邪惡な書物が焚書に値するにもかかわらず流布しておりとがめも受けていない。その著者は厚かましくもそれに著者名を入れており、しかもそれをあなた方に献呈している）といった

主張をするとしたら、あなた方はこれらの考え方をすべて黙認して許すつもりですか。」⁽⁴⁾

「こうした人々を私は離婚是認論者（Divorsers）と名付ける。彼らはとるに足らない理由から妻を追い出したいと願っている。実際そういう考えを主張するために、離婚論なる冊子を発表したひとがいる。」⁽⁵⁾

といった言及がみられる。

つまり、ミルトンの離婚思想は教会とくに当時議会で多数派を占めていた長老派からみれば、正に「婚姻のきずなをすさまじい肉欲に向けて解放する」ものであり「靈魂の不滅性を否定し放縦な離婚を認める」危険な思想と映つたのであつた。⁽⁶⁾ 実際、ミルトンはキリスト者としての「内心の自由」に根ざす離婚の「規律」という彼一流の信念でもって同書を執筆・公表したのであつたが、当時それほどもてはやされた同書の読者層のなかには、彼の意図に反し自己の放縦の正当化のみを読み込んで歓迎する「ベリアルの徒」も多かつたに違いない。ミルトン自身、「聖書の力は自らの放蕩を有利にするために召集されると考え、わが意を得たりと大いに笑う」⁽⁷⁾ 読者に対し苦りきつた心情を語つている。そして、こうした言動に敏感な反応を示し、「離婚是認論者」の増加を防ぐため言論の弾圧に乗り出さなければならなかつたということは、逆にまた、それ程当時の社会においても婚姻・離婚問題に対して微妙かつ重大な関心が寄せられていたとも考えられるのである。さらに彼は、この書が「出版物検閲令」に違反しているとの弾劾を受けるに及んで、言論・出版の自由を求めて『アレオパジチカ』を発表する。⁽⁸⁾ こうして彼は、議会多数派とともに分かち、「今や再び神は彼の教会内に或る新しき偉大なる時代をはじめ、宗教改革それ自身の改革すら為さんと命じ給うて いる」と主張するようになる。⁽⁹⁾

ところで、ミルトンの離婚論にかんして、ポウエルは次のように述べている。

「それはただ、婚姻に対するピューリタン的態度の論理的帰結にすぎなかつたのであって、ピューリタンによれば、婚姻は、子供の出生や罪（sinn）の回避のために設けられたというより、夫婦相互の幸福と利益のために制定された、という思想であつた。」⁽¹⁰⁾

家庭を「小さな教会」「小さな國家」になぞらえるピューリタン的家庭規律についてしばしば語られるが、そこでは、中世において自然的秩序とされた家父長の上からの権威による統制に代わって、夫婦がパートナーシップを発揮して、契約的合意に基づいて家庭を築いていく姿が描かれている。つまり、社会の最小単位である家庭の変革を通じて社会全体の変化を生みだそうとするのである。こうしたピューリタン的雰囲気のなかでミルトンによれば、夫婦の相互愛と神への愛は同一であると考えられるが故にまた、強制的な婚姻維持以上に神は家庭の愛と平和を重視していることにもなる。家庭を幸福を築く場として、婚姻をその目的達成のための手段として捉えれば、そこに離婚の可能性が出てくる。幸福追求という婚姻の第一目的が達せられない場合、その婚姻契約を解消し新たな家庭を築くことこそむしろ神の意思であると考えられるからである。ここに一種の幸福主義あるいは功利主義的思考が契約思想に媒介されて現れているのを見ることができよう。しかもミルトンの離婚論は、それが対国家の論理としても主張されている点注目される。

「結婚をする人は、忠誠を誓う人と同じであつて、自分がそれによって破滅するよう思はずはありません。誤つた結婚で一人の者がひどい目にあうのと、悪い政府のために国民全体がひどい目にあうのと同じ次第であります。」⁽¹¹⁾国家統治の契約と婚姻契約とを類比させるこうした思考が、彼の抵抗権論と離婚論とを準備した。自己を破滅へと導く契約をする者はない。家庭の愛と平和が得られないならば、為政者がその職務を怠るのであれば、そうした契約

の第一目的に即さない事態は契約を破棄するに充分な理由となる。彼の離婚論の政治的帰結は、クロムウェルの革命政府の「ブレーンとしてのミルトン、国王処刑の正当性を表明する『為政者在位論』(The Tenure of Kings and Magistrates, 1649) とならて現れてくる。

ピューリタンの一般的見解として、婚姻の秘蹟性はすでに否定されており、それゆえ、婚姻の非解消性を否定しても、そのことをもって特に長老派教会から異端視される理由はない。が、先にみたように、ミルトンの見解が当時の議会多数派であった長老派によって危険視されたのも、何らかした彼の離婚の論理が本質的にもつ政治的意味あいをどう評価するかという点に、その理由の一端があるようと思われる。革命途上の一六四三年頃から抵抗の徹底化を主張する分離派の勢力が急激に増大してくる。それは、古く社会秩序の全面的解体を恐れる長老派の立場との間に、革命の遂行をめぐってあらたな局面を作りだしていく⁽¹³⁾。いうした折りに、ミルトンの主張は、到底、長老派の容認しえなかつたものであら。

- (1) A. N. Wilson, *The Life of John Milton* (Oxford U. P., 1984), p. 110.
- (2) “スムハの罪ハシタム・ハイコラバム「何のため?」” ハントンが旅行に出かけたのかは、正確なところ誰も知らない」」
ムード。 Cf., *ibid.*, p. 111.
- (3) *Complete Prose Works*, II, p. 436.
- (4) *The Life Records of John Milton*, Vol. II, ed., J. Milton French (Rutgers U. P., 1950), p. 106.
- (5) *Ibid.*, p. 129.
- (6) *Ibid.*, pp. 108, 122. キムラ「“スムハば”男性は單に自分に都合がよしむから理由だ。いかなる無罪人のことがめをも取
立チア離脱ム離脱ム、妻を離婚するのを許されん」としてた攻撃文書もみられる。 Cf., *ibid.*, p. 133.
- (7) Cf., *Complete Prose Works*, II, pp. 225, 226. 回訳書「六ページ参照。

(8) 話題は、許可なくして出版出張 (Printing) する自由のためにイギリス議会に訴える演説。そのなかで彼は、「よし政府でも悪い政府でも、謡謡は等しく殆どあり勝ちななものである」、それゆえ「陳腐な定説に満足せずして新説を体得し、これが世間に公表する人々によつて啓発せられる道の多々ある」とは、じやしくも学問の味を覚えた者ならば誰でも、謡めぬものはないからである」¹⁰ と語る。思想の自由、寛容の精神を説くと同時に検閲に對し抗議した。Cf., *Areopagitica*, 1644, in *Complete Prose Works*, II, pp. 567, 570. 上野・石田・吉田訳『輿論の自由』(岩波文庫、一九五二年)、四〇、七三一ページ参照。ちなみに、この『トノオバシチカ』について、「あれは信教の自由、内面の自由を出发点にして生まれたが近代自由主義の古典であり、思想言論の自由の最初の定式化にはかならん」と評されてゐる。福田歎一『政治学史』(東大出版会、一九八五年)、三三四、三三五ページ。

(9) *Areopagitica*, in *Complete Prose Works*, II, p. 553. 同訳書、五八ページ。つまりミルトンの主張すらいへば、ジョン・カルヴァンのヤハウェに従つた改革からの流れに進んで「ハターやカルヴァンの宗教改革の輸入ではなく、むしろそれが英國においてそれに宗教改革すれど、じつめのやうだ。大木英夫「ミルトンにおけるピューリタニズムと近代化」平井正穂編『ミルトンとその時代』(歴史社、一九七四年)所収、八六ページ以下参照。

(10) Chilton Latham Powell, *English Domestic Relations, 1487-1653* (New York, 1917), p. 94, quoted in, John Halkett, *Milton and the Idea of Matrimony* (Yale U. P., 1970), p. 4.

(11) 大木英夫『ピューリタニズムの倫理思想』(新教出版社、一九六六年)、一一四、一五二ページ以下参照。

(12) *Complete Prose Works*, II, p. 229. 同訳書、一〇〇ページ。

(13) 浜林、前掲書、一五、一五二ページ以下参照。ただし、婚姻・離婚にかんする長老派教会独自の教義とミルトンのやうとの比較考察が不可欠であるが、それについては稿をあらためて考えてみたい。

る宗教改革者から啓蒙期の婚姻思想に受け継がれていく。が、その流れは、神の定めた制度を国家秩序のなかに取り込んでいくという一面をももつていた。婚姻立法権・裁判権を国家に委ねるために、婚姻の世俗性の命題が強調されてくれる。社会の安定が家族の安定に依拠する側面が強いとするなら、国家は家族政策に無関心ではいられない。婚姻非解消主義が否定され離婚が承認されるにせよ、それは国家法によってあらかじめ規定された離婚原因との合致、司法権による認定が前提となる。

「ミルトンの離婚観は当時の法制度に直接的な影響を与えることはなかつた。一九世紀中頃までイギリスでは、ベンリーハ世の宗教改革によって婚姻は民事契約と認められながらもなお、婚姻事件管轄権は英國教会の教会裁判所にあつた。そこで適用されるカノン法では、いわゆる卓床離婚（裁判別居）が認められるにすぎず、従つて配偶者の死まで再婚はできなかつた。当時、再婚可能な完全離婚（つまり「婚姻の鎖からの divorce」）を得るには議会で私法律を制定してもらつたが、非常な手間と費用のかかる」の議会立法離婚は、いわば富者の特権であつたであろう。

「一八五七年婚姻事件法」（Matrimonial Causes Act 1857, c. 85）によつてはじめて婚姻事件に関する管轄権が世俗の裁判所（離婚および婚姻事件裁判所）に移され、裁判上の離婚がイギリスにおいて認められるようになつた。そして、この法律では離婚原因として姦通を挙げるのみであつたが、以後、有責主義的離婚原因が拡大され、「一九六九年離婚法改正法」（Divorce Reform Act 1969, c. 55）では破綻主義が導入された。しかし、それにしてもミルトンの主張する破綻主義的離婚、かつ司法権の介入を排除する自由離婚観とは基本的に相容れないものである。人間感情の卓越性を訴えるミルトンは確かに「婚姻を法の領域から取り出し、それを情緒的な心理学の領域に移し入れ

(2) 「た」と評される側面をもつており、さらには、婚姻の思想的アナーキーを生みだす危険性を内在的にもつてゐる、といえるだらう。

現代社会のめまぐるしいテンポは、家族生活内部における人間の意識にも変化をもたらし、家族関係・夫婦関係を大きく変貌させつつある。しばしば語られる「家族の多様化」「家庭のない家族の時代」あるいは「小さな家族の大きな崩壊」といった現象が、夫婦愛をなににもまして——換言すれば、子供の監護・教育といった夫婦共同の責務にもまして——最優先させる思考、夫婦の情緒関係に最大の価値を置く思考の結果として生じてきているものであるならば、ミルトン「離婚論」の法思想史上もつ意味あいは、むしろ、婚姻理念の検討が迫られている現代においてこそ問われてゐる、と思われる。

- (1) サクラメント (Sacramentum)、秘蹟、聖礼典にかんする新旧両派の理解については、『カトリック大辞典』四卷（富山房、一九五九年）、『キリスト教大事典』（教文館、一九六三年）のそれぞれの「サクラメント」の項を参照。
- (2) John Halkett, *op. cit.*, p. 8.

（一九八五年九月二日）